



BCJ-審査証明-34

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：タイル張りモルタル層の剥落防止技術
「ループボンド・タフバインダー工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

コンクリート躯体に対する後張り工法によるタイル張りモルタル層において、剥離・剥落するのは躯体表面と下地モルタルの界面又は躯体表面とタイル張付けモルタルの界面がほとんどである。したがって、コンクリート躯体表面とモルタル層との界面での剥離・剥落を防止することが重要であるので、ナイロン樹脂製緊結材と高機能ナイロン繊維混入モルタルを用いて、コンクリート躯体表面とモルタル層の界面での剥落防止技術を開発する。

（開発の目標）

- (1) ナイロン樹脂製緊結材は、タイル張りモルタル層の剥落防止効果を確認する接着力試験において、引張力650N以上、せん断力800N以上の耐力を有していること。
- (2) ナイロン樹脂製緊結材で緊結された高機能ナイロン繊維混入タイル張りモルタル層は、曲げ剥離試験において、同様に緊結された繊維無混入タイル張りモルタル層剥落時の曲げたわみ量に比べ、3倍以上の曲げたわみ量でも剥落しない面連結性を有すること。
- (3) ナイロン樹脂製緊結材を装着したコンクリート下地と高機能ナイロン繊維混入モルタルの接着強さは促進劣化試験（熱冷繰り返し、凍結融解）後も $0.4\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。
- (4) 実際の現場で施工したナイロン樹脂製緊結材を装着したコンクリート下地と高機能ナイロン繊維混入モルタルの接着強さが $0.4\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であること。
- (5) 当該工法を適切に施工するために必要な設計・施工指針及び施工要領書を定め、施工体制を確立すること。

財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）実施要領に基づき、依頼のあったタイル張りモルタル層の剥落防止技術「ループボンド・タフバインダー工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2003年7月14日
2008年7月14日（更新）



建設技術審査証明協議会会員
財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 立石



記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) ナイロン樹脂製緊結材は、タイル張りモルタル層の剥落防止効果を確認する接着力試験において、引張力650N以上、せん断力800N以上の耐力を有していることからタイル張りモルタル層の剥落を防止することができると判断される。
- (2) ナイロン樹脂製緊結材で緊結された高機能ナイロン繊維混入タイル張りモルタル層は、曲げ剥離試験において、同様に緊結された繊維無混入タイル張りモルタル層剥落時の曲げたわみ量に比べ、3倍以上の曲げたわみ量でも剥落しない面連結性を有すると判断される。
- (3) ナイロン樹脂製緊結材を装着したコンクリート下地と高機能ナイロン繊維混入モルタルの接着強さは促進劣化試験（熱冷繰り返し、凍結融解）後も $0.4\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であると判断される。
- (4) 実際の現場で施工したナイロン樹脂製緊結材を装着したコンクリート下地と高機能ナイロン繊維混入モルタルの接着強さが $0.4\text{N}/\text{mm}^2$ 以上であると判断される。
- (5) 当該工法を適切に施工するために必要な設計・施工指針及び施工要領書が定められており、施工体制が確立しているものと判断される。

2. 審査証明の前提

提出された資料には事実と反する記載がないものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発の目標に対して設定された確認方法により確認した範囲とする。

4. 審査証明の詳細（別添）

5. 審査証明の有効期限

2013年7月13日

6. 審査証明の依頼者

東レ株式会社
有限会社 難波建築研究室
株式会社 大林組

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
住所 東京都板橋区板橋四丁目9番5号
住所 東京都港区港南二丁目15番2号